

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 11 月 8 日 ( 火 ) 第 361 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定 ( 2 件 ) ( 森づくり推進課取扱い ) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定 ( 2 件 ) ( 障害福祉課取扱い ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の更新 ( 障害福祉課取扱い ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の変更事項の届出 ( 障害福祉課取扱い ) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 ( 大隅地域振興局取扱い ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービスの事業の廃止 ( 大隅地域振興局取扱い ) 3

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 ( 生活安全企画課取扱い ) 4
- 正 誤
- 鹿児島県公報第360号 ( 令和 4 年 11 月 4 日 付 ) の一部訂正 ( 財政課取扱い ) 4

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 782 号

森林法 ( 昭和 26 年 法律 第 249 号 ) 第 25 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 と し て 指 定 す る。

令 和 4 年 11 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所  
出水郡長島町獅子島字須舞取4254番4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿 児 島 県 告 示 第 783 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和4年11月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
薩摩川内市下甕町手打字山之上580番3, 603番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第784号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年11月8日

鹿児島県知事 塩田康一

| 薬 局                    |                       | 指定年月日         | 自立支援医療の種類 |
|------------------------|-----------------------|---------------|-----------|
| 名 称                    | 所 在 地                 |               |           |
| 千年薬局                   | 鹿児島市千年二丁目11番13号       | 令和4年<br>11月1日 | 精神通院医療    |
| きらり薬局                  | 鹿児島市川上町2721番地29-102   | 令和4年<br>11月1日 | 精神通院医療    |
| コスモス薬局西谷山店             | 鹿児島市西谷山一丁目1番4号        | 令和4年<br>11月1日 | 精神通院医療    |
| みらい薬局本店                | 霧島市国分中央一丁目25-17       | 令和4年<br>11月1日 | 精神通院医療    |
| ドライブスルー薬局ファ・メリア・ファーマシー | 志布志市志布志町安楽2474-2      | 令和4年<br>11月1日 | 精神通院医療    |
| 屋久島みんなの薬局              | 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地18-102 | 令和4年<br>11月1日 | 精神通院医療    |

#### 鹿児島県告示第785号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年11月8日

鹿児島県知事 塩田康一

| 指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者 |            | 事 業 所  |         | 指定年月日 | 自立支援医療の種類 |
|--------------------------------------|------------|--------|---------|-------|-----------|
| 名 称                                  | 主たる事務所の所在地 | 名 称    | 所 在 地   |       |           |
| 株式会社ライ                               | 出水市緑町24    | 在宅看護セン | 出水市緑町24 | 令和4年  | 精神通院医療    |

|        |                        |                             |                        |       |  |
|--------|------------------------|-----------------------------|------------------------|-------|--|
| フコンタクト | 番2号チッダ<br>ヴェルデ101<br>号 | ターN i c o<br>l o r（ニコ<br>ラ） | 番2号チッダ<br>ヴェルデ101<br>号 | 11月1日 |  |
|--------|------------------------|-----------------------------|------------------------|-------|--|

## 鹿児島県告示第786号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年11月8日

鹿児島県知事 塩田康一

| 薬 局         |                | 更新年月<br>日     | 自立支援医療<br>の種類 |
|-------------|----------------|---------------|---------------|
| 名 称         | 所 在 地          |               |               |
| スマイル薬局川内駅前店 | 薩摩川内市東向田町101番地 | 令和4年<br>11月1日 | 精神通院医療        |
| ひだまり薬局      | 始良市宮島町56-29    | 令和4年<br>11月1日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第787号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和4年11月8日

鹿児島県知事 塩田康一

| 医療機関の名称及び所在地                 | 変更事項 | 変 更 内 容                 |                         | 自立支援医療<br>の種類 |
|------------------------------|------|-------------------------|-------------------------|---------------|
|                              |      | 変 更 前                   | 変 更 後                   |               |
| プラス薬局<br>鹿児島市下伊敷一丁目31番<br>1号 | 所在地  | 鹿児島市下伊<br>敷二丁目4番<br>17号 | 鹿児島市下伊<br>敷一丁目31番<br>1号 | 精神通院医療        |

## 大隅地域振興局告示第32号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年11月8日

大隅地域振興局長 清藤修

| 事 業 所              |                     | 申 請 者            |                     |            | 指 定 年 月<br>日 | 障 害 児 通<br>所 支 援 の<br>種 類         |
|--------------------|---------------------|------------------|---------------------|------------|--------------|-----------------------------------|
| 名 称                | 所 在 地               | 名 称              | 主たる事務所の<br>所在地      | 代表者の氏<br>名 |              |                                   |
| 放課後等デイス<br>ービスsora | 鹿屋市野里町<br>4673-1    | 鹿屋福祉サービ<br>ス株式会社 | 鹿屋市旭原町<br>2708番地4   | 岩下 拓郎      | 令和4年<br>7月1日 | 放課後等<br>デイス<br>ービス                |
| みらい                | 志布志市志布志<br>町帖3586-1 | e-環強合同会<br>社     | 志布志市志布志<br>町帖3586-1 | 尖 信一       | 令和4年<br>8月1日 | 児童発達<br>支援・放<br>課後等デ<br>イス<br>ービス |

## 大隅地域振興局告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和4年11月8日

大隅地域振興局長 清藤修

| 事 業 所            |                      | 指定障害福祉サービス事業者      |                           |            | 廃止年月<br>日          | 障 害 福 祉<br>サ ー ビ ス<br>の 種 類 |
|------------------|----------------------|--------------------|---------------------------|------------|--------------------|-----------------------------|
| 名 称              | 所 在 地                | 名 称                | 主たる事務所の<br>所在地            | 代表者の氏<br>名 |                    |                             |
| 就労継続支援施設あいはーと    | 肝属郡東串良町<br>岩弘2648-2  | 特定非営利活動<br>法人あいはーと | 肝属郡東串良町<br>新川西1415番地<br>5 | 石田 清子      | 令和 4 年<br>6 月 30 日 | 就労継続<br>支援 B 型              |
| 訪問介護 NPO<br>南の太陽 | 肝属郡肝付町富<br>山1791番地 1 | 特定非営利活動<br>法人南の太陽  | 肝属郡肝付町富<br>山1791番地 1      | 向井 和郎      | 令和 4 年<br>7 月 31 日 | 重度訪問<br>介護                  |
| 生活訓練ココロ          | 曾於市財部町北<br>俣1869-7   | 合同会社リスタ<br>ート      | 霧島市国分湊<br>881番地 6         | 早瀬 幸平      | 令和 4 年<br>8 月 1 日  | 自立訓練<br>(生活訓<br>練)          |

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第124号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 11 月 8 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

| 遊技機の種類  | 型式名                                    | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号   |
|---------|--|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | P 真・花の慶次 3 T L 5 - M X                 | 株式会社ニューギン  | 2P0966 |
| ぱちんこ遊技機 | P だるまっしゅ 2 N - K C                     | 株式会社ニューギン  | 210071 |
| ぱちんこ遊技機 | P 戦国乙女レジェンドバトル 9 Y<br>U 1 Y            | 株式会社アムテックス | 2P0679 |
| ぱちんこ遊技機 | P シティーハンター 4 H 1 Y Z 7                 | 株式会社アムテックス | 210236 |
| ぱちんこ遊技機 | P 真速のガッチャマン X I N N                    | 株式会社七匠     | 2P0224 |
| ぱちんこ遊技機 | P 宇宙戦艦ヤマト 2 2 0 2 O N<br>L Y O N E Y R | 株式会社ビスティ   | 2P0416 |
| ぱちんこ遊技機 | P ビッグドリーム S F J J                      | サミー株式会社    | 2P0783 |
| 回胴式遊技機  | S コードギアス 3 C . C . F<br>S              | 株式会社ロデオ    | 2S1060 |

## 正 誤

令和 4 年 11 月 4 日付け鹿児島県公報第360号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 訂正箇所 | 下から<br>1 行目 | 誤 |
|-----|------|-------------|---|
|     |      |             | 正 |

原油価格・物価高騰対策に係る鹿児島県一般会計補正予算に関する件

1 原油価格・物価高騰対策に係る鹿児島県一般会計補正予算に関する件

2 専決処分報告の件